

報第23号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成25年11月18日に次のように控訴を提起したので、報告するとともに、承認を求める。

平成25年11月26日提出

京都市長 門川大 作

相手方	京都市伏見区横大路下三栖里ノ内77番地 株式会社信和住宅
事件の種類	不当利得の返還の請求
事件の内容	<p>相手方は、相手方及び本市が相被告となった別訴において一部敗訴し、本市と連帯して負うこととなった損害賠償債務について、その全部を履行したことにより本市がその負担割合相当額を不当に利得したとして、本市に対し、76,414,655円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。これに対し、本市は、上記損害賠償債務には本市が負担割合を有しないものが一部含まれているとし、その余の部分に係る本市の負担割合に応じた額は、2,783,016円を上回らないと主張した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、22,474,899円及び遅延損害金の支払を命じた。</p> <p>そこで、本件判決のうち、本市に対し2,783,016円及びその部分に係る遅延損害金を超える額の支払を命じた部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p>

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。